

下蛭田自治会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、下蛭田自治会という。

(区 域)

第2条 本会の区域は、春日部市内、別に定める自治会区域図に示す区域とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を春日部市下蛭田 210-4 の下蛭田集会所に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 本会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域の生活環境の整備や防災などに努め、明るく住みよい地域づくりを行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (2) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (3) 会員相互の親睦と福祉の増進に関する事。
- (4) 自主防災及び自主防犯に関する事。
- (5) 生活環境の改善・向上に関する事。
- (6) その他、会の目的達成に必要な事項に関する事。

第3章 会員等

(会 員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に居住する世帯とする。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2項 本会は、入会申込書が提出された場合、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。

- (1) 本人から退会届が会長に提出された場合
- (2) 第2条に定める区域に居住しなくなった場合
- (3) 会員が死亡又は失踪宣告を受けた場合

(賛助会員)

第9条 第2条に定める区域外に居住する者であっても、同区域内に事業所を有しかつ本会の活動を賛助する個人、法人及び団体は、賛助会員となることができる。

2項 賛助会員の入会及び退会については第7条及び第8条に準じて取り扱うものとする。

3項 賛助会員は、会員としての表決権を有しないが、本会の諸活動に参加することができる。

(会 費)

第10条 本会の会費は、総会で定める額とする。

2項 会員及び賛助会員の会費は、4月(上半期4～9月分)、10月(下半期10月～3月分)の2回に分けて、班長が徴収し、会計部長に納入するものとする。

3項 会員の会費の減免及び会計年度途中における入・退会者の会費の扱い等は、別に定める。

第4章 組織

(組織)

第11条 本会は、第6条の会員をもって組織する。

2項 自主防災並びに自主防犯にかかる組織は別に定める。

(班、ブロックの設置)

第12条 本会に班及びブロックを置く。

2項 班及びブロック編成の改廃は、該当する会員相互の協議に基づいて行い、総会の承認を得るものとする。

(専門部の設置)

第13条 本会の事業を行うために、次の専門部を置く。

(1) 総務部 (2) 会計部 (3) 社会厚生部 (4) 環境整備部

2項 前項の(1)～(4)の部は、第15条1項(3)～(5)の各役員を持って充てる。

3項 会長は、必要と認めるときは、各専門部常設又は臨時の下部組織を置くことができる。

(各部等の職務内容)

第14条 各専門部は、次の職務を遂行するほか会長の命による業務を行う。

(1) 総務部

- ① 諸事業の計画・執行・報告に関する事項
- ② 会員相互の連絡調整に関する事項
- ③ 生活環境の改善・向上に関する事項
- ④ その他総務に関する事項及び他の専門部に属さない事項

(2) 会計部

- ① 出納事務及び会計諸帳簿の記帳・管理に関する事項
- ② 財産目録等の管理に関する事項
- ③ その他会計に関する事項

(3) 社会厚生部

- ① 会員相互の親睦と福祉の増進に関する事項
- ② 体育祭及び体育に関する事項
- ③ 子供会に関する事項

(4) 環境整備部

- ① 地域のクリーン活動に関する事項
- ② その他生活環境の整備・美化に関する事項

第5章 役員

(役員の種類)

第15条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 専門部長 各部1名
(4) 専門部副部長 各部若干名 (5) 書記 若干名 (6) 監事 2名
(7) ブロック長 各ブロック1名 (8) 班長 各班1名

2項 書記は総務部に所属するものとする。

3項 会長は、前1項とは別に専門部に部員を、第13条3項の組織に担当等を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 役員は、会員の中から選任するものとする。

2項 第15条1項(1)～(5)の役員(以下、常任役員と呼ぶ)及び監事は総会において選出する。

3項 班長は、班員の中から輪番により選出し、総会の承認を得る。

4項 ブロック長は、ブロック内の班長又は班員の中から選出し、総会の承認を得る。

5項 第15条3項の部員、担当等は、会長が選任し、総会の承認を得る。

- 6項 監事は、第15条1項(1)～(5)の役員を兼ねることは出来ない。
- 7項 年度途中で欠員補充等により役員を選任する場合は、次によるものとする。
 - (1) 前2項による役員は、班長会の承認を得る。
 - (2) 前3項～5項による役員は、常任役員会の承認を得る。

(役員任期)

第17条 役員任期は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。但し、第15条1項(1)～(6)及び第15条3項に示す役員任期は2年、第15条1項(7)及び(8)に示す役員任期は1年とする。

2項 役員再任を妨げない。

3項 年度途中で欠員補充等により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(1) 副会長の内1名は第11条2項に定める自主防災にかかると職務を兼務し、他の1名は自主防犯にかかると職務を兼務する。

3項 各専門部長は、第14条に定める職務を行う。

4項 各専門部副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5項 ブロック長は、ブロック長の職務を行う。

6項 班長は、班長の職務を行う。

7項 監事は、次の各号の事務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況に関する監査。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行状況に関する監査。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行にかかると不正の事実を発見した場合の総会への報告。

(4) 前号の報告が必要と認めた場合、総会開催請求。

(顧問)

第19条 本会に、顧問を置くことができる。

2項 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は会長の定めるところによる。

3項 顧問は、会の運営全般について助言を行う。

第6章 会議

(会議)

第20条 本会の目的達成に向けて、次の各号の会議を置く。

(1) 総会 (2) 班長会 (3) 常任役員会 (4) 専門部会

第7章 総会

(総会の構成)

第21条 総会は、第6条の会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告に関すること
- (2) 会則の制定及び改定等に関すること
- (3) 第48条による委任に関すること
- (4) 役員専任及び解任に関すること
- (5) 活動方針及び重点に関すること
- (6) 事業計画及び予算に関すること
- (7) 資産管理に関すること

(8) その他、会の運営にかかる重要事項に関すること

(総会の開催)

第23条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2項 定期総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3項 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 総会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があったとき。

(2) 第18条第7項(4)の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2項 会長は、第23条3項(1)及び(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3項 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の15日前までに文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2項 第22条(2)については、総会において総会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(会員の表決権)

第28条 会員は、総会において各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。

2項 前項にかかる表決書、又は委任状を提出した会員は、出席したものと見なす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成し、事務所に5年間保管しておかなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2項 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第8章 班長会

(班長会の構成)

第31条 班長会は、第15条1項に掲げる役員をもって構成する。

(班長会の権能)

第32条 班長会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項(第22条に関する事項)

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会の委任に基づく細則、規程等の制定及び改廃等に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2項 緊急やむを得ない場合は、班長会をもって総会に替え、議決事項については次の総会において報告するものとする。

(班長会の開催及び招集)

第33条 班長会は、定期班長会及び臨時班長会とし、会長が招集する。

2項 定期班長会は、年2回開催するものとする。

3項 臨時班長会は、会長が必要と認めたとき及び第31条に示す役員³の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があったときに開催する。

(準用規定)

第34条 班長会には、第24条、第25条、第26条、第27条1項、第28条、第29条、第30条の各規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「班長会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第9章 常任役員会・専門部会

(常任役員会の構成)

第35条 常任役員会は、監事を除く第15条1項(1)～(5)の常任役員をもって構成する。

(常任役員会の権能)

第36条 常任役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項の議決及び会務の執行にあたる。

- (1) 役員会に付議すべき事項(第32条に関する事項)
- (2) 会員数の管理に関する事項
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(常任役員会の招集)

第37条 常任役員会は、月1回開催することを常例とし、会長が招集する。

2項 議長は、会長の定める常任役員とする。

3項 議事録を作成し、事務所に5年保管する。

4項 会長は必要に応じ常任役員以外の役員、一般会員及び非会員を招聘し、意見を聴取することができる。

(準用規定)

第38条 常任役員会には、第26条、第27条1項、第28条、第29条、第30条1項(1)～(4)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任役員会」と、「会員」とあるのは「常任役員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第39条 専門部会は、専門部員(部長、副部長、部員、担当)をもって構成する。

2項 会議の招集及び議長は、専門部長が行う。

3項 専門部会には、第26条、第27条1項、第28条を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「専門部会」と、「会員」とあるのは「専門部員」と読み替えるものとする。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は班長会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第42条 第40条に掲げるもののうち、別に総会において定める資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、第40条に掲げる資産をもって支弁する。

2項 役員には、別に定める旅費及び活動費等を支給する。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。この場合において、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 会の解散

(解散)

第46条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2項 解散時に有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第12章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 本会の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えて保管しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 自治会区域図
- (3) 会員名簿
- (4) 登記及び契約等に関する書類及び事業にかかる諸帳簿
- (5) 総会、班長会及び常任役員会の議事録
- (6) 収支の出納帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) 寄付採納台帳
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2項 会長は、会員から備え付け帳簿及び書類の閲覧を請求された場合は、これを閲覧させなければならない。

(委任)

第48条 この会則の執行に関し必要な細則、規程等は、総会の議決を経て、班長会が別に定める。

付則

- 1 この会則は、平成26年3月30日に制定する。
- 2 この会則は、平成26年4月1日から施行する。これにより、下蛭田自治会規約(旧会則)は廃止とする。
- 3 本会則施行時に会員及び賛助会員であったものについては、第7条1項の規定にかかわらず入会申込書の新たな提出を省略できるものとする。

備考

旧「下蛭田自治会規約」の履歴

昭和41年3月27日制定(旧下蛭田自治会)	平成10年3月29日改正(旧下蛭田自治会)
昭和61年4月1日改正(旧下蛭田自治会)	平成20年4月6日改正
平成5年3月28日改正(旧下蛭田自治会)	平成21年3月29日改正
平成7年3月26日改正(旧下蛭田自治会)	平成22年3月28日